

特別養護老人ホームけやき 長期入所を希望される皆様へ

1. 入所のお申し込み

- (1) 当施設への入所を希望される方は「入所申込書」を記入し、提出していただきます。必要に応じて、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅サービス計画書（ケアプラン）、介護保険者証の写しを一緒に添付してください。
- (2) 入所申込書を提出される際には、けやきの担当職員により希望者様及び、ご家族様の状況等を聞き取り致します。
- (3) 担当職員は、申込書の内容と聞き取りした心身の状況から「入所希望調書」を作成します。作成した調書は、希望者様、または、ご家族様からのご要望がありましたら、保存期間内であればいつでも開示します。また、調書の記載内容に変更が生じる場合には、お申し出により、再度調書を作成します。なお、お申し出がない場合は、年1回程度、担当職員から記載内容に変更等がないかの確認をさせていただくことがあります。

2. 入所判定の対象者

入所判定となるのは、入所をお申し込みいただいた方のうち、要介護3から要介護5までの方、又は要介護1若しくは要介護2の方で日常生活を行うことが困難なことについてやむを得ない事由があることにより特例的な施設への入所が認められる方とします。

- (1) 以下の要件に該当すると判断された要介護1、要介護2の方については、特例的に入所できることがあります。
 - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること。
 - イ 知的障害・精神障害等に伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること。
 - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できずかつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- (2) 施設は、要介護1又は要介護2の者の特例入所を認める場合は、以下のような手続きを行います。
 - ア 施設は、入所申込者に対し、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむ

を得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みにあたって求めます。

イ 施設は、保険者に対して報告を行うとともに、入所申込者が特例入所対象者に該当するかどうかを判断するにあたって適宜その意見を求めます。

ウ 入所検討委員会においては、必要に応じて「介護の必要性の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者に意見を求めることがあります。

3. 入所順位の決定

(1) 担当職員は、入所希望者調書に基づきグループ分けを行います。最優先グループの方から、随時、実態調査を行います。

(2) 入所希望者調書と実態調査報告書を参考に、入所検討委員会で、優先順位を点数化し入所順位を決定します。委員会は必要に応じて随時開催します。

* 順位は、原則として点数の順番どおりとしますが、同じ点数の希望者が数名いる場合下記の内容等について検討し、順位を決定します。

- 介護の必要性（要介護度が高い、日常生活全般に介護の必要性が高い等）
- 在宅における介護の困難性
（家族の状況、家屋等の状況、在宅サービス利用状況、待機期間等）
- 施設の内的要因
（居室の男女別の状況、個室など希望する場合への配慮、
医療的処置を要する方と施設の持つ医療機能体制への配慮等）
- その他
（緊急を要する場合 — 虐待を受けている、介護者の急な疾病、災害や事故等）

(3) 新規の入所者受け入れが可能になったときには、作成した名簿の順番どおりにご連絡を差し上げます。なお、受け入れ可能となった居室の構成（男女別）の理由により順番が変更されることがあります。

(4) ご連絡した際に、入所をご辞退された場合には、その日から半年間、名簿からお名前を削除致します。

(5) 名簿の順番については、ご本人様又はご家族様のご依頼があればお教えします。同じ点数の希望者がいる場合は、同順位の希望者が数名いることとなります。

(6) 入所希望者様やご家族様の個人情報を漏らしません。また、正当な理由がない限り、名簿などの個人情報が記入されている書類は公開しません。

(7) ご本人の状況をより詳しく把握するために、施設が必要な場合は、関係各所に利用者状況等の情報提供を求める場合があります。また、「指定介護老人福祉施設入所指針」に基づき、県や市による介護保険施設入所希望者調査のために個人情報を利用することがあります。
上記内容にご同意頂き、入所申込書所定の欄に署名をお願い致します。

4. 特例による入所

以下の場合には、名簿の順番にかかわらず、入所できることがあります。

- (1) 市町村から、老人福祉法の規定による措置入所の依頼があった場合
- (2) 入所者であった方が、90日を超えない入院の後に再び入所する場合
- (3) その他、希望者の心身状態等の急激な悪化、罹災などの正当な理由により、緊急に入所することが必要となった場合

5. その他

(1) 入所申込書を提出されてから、入所希望者様の身体状況等が変わる場合もございますので、入所申込書は5年間の有効期間でお預かりいたします。申込書の有効期間が近づいた際には「申込書再提出のお知らせ」を送付いたしますので、再度、申込書の提出をお願いいたします。提出がない場合には、入所申込みの取り下げ手続きを行いますのでご了承願います。尚、再提出のお知らせの送付につきましては、申込書に連絡先として記載された住所に送付いたしますので、変更があった場合には施設担当者までご連絡ください。

(2) 入所申込書に基づいて作成された調査書等については、5年間保存することとし、名簿などの個人情報を正当な理由がない限り、本人又はご家族以外の方に公開することは致しません。

(3) 当施設における医療体制について

当施設は医療機関ではありません。積極的な治療を受けることはできません。また、医療依存が高く、施設での対応が難しい場合は、入所できないこともあります。
提供できない医療があることをご理解の上、お申し込みください。

(4) 上記内容に関してご不明な点は下記までご連絡ください。

特別養護老人ホーム けやき
担当職員 松浦・山崎
電話 022-384-8500
FAX 022-384-5831